



一般財団法人 日本医学物理士会 広告に関する細則

2015年7月15日

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）が取り扱う広告に関する事項を定める。

(広告の種類)

第2条 本会における広告は、次の通りとする。

- (1) 会報への広告掲載
- (2) 本会ホームページにおけるバナー広告掲載

(広告料等)

第3条 本会の広告料は、年額 50,000 円を標準とする。

2 広告掲載期間が短い場合の広告料については、別途協議のうえ、決定する。

第4条 広告料を納付した個人又団体は、賛助会員となることができる。

第5条 広告料を納付した個人又団体が賛助会員となった場合、該当年の会費の納付を要しない。

(附則)

第6条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。